

事務連絡  
令和4年5月19日

建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体 各位

【周知依頼】 日米豪印首脳会合等に伴う警備協力にかかる要請について

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

平素より大変お世話になっております。

標題の件について、当省大臣官房危機管理室より、日米豪印首脳会合等に伴い添付の「通知（本省）不動建局抜粋」通知依頼がありましたので、貴団体におかれては、別添について了知いただくとともに、貴会会員に対しても、周知等の対応をしていただきますよう、よろしく願いいたします。

以上

国官危管第23号  
令和4年5月18日

不動産・建設経済局長 殿

国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官  
( 公 印 省 略 )

日米豪印首脳会合等に伴う警備協力について

標記について、別紙のとおり警察庁警備局長及び同庁サイバー警察局長より協力依頼がありましたので、所管の事業者・関係団体等に対し、別紙について了知いただくとともに、別紙の要請事項について適切な措置を講じられるようお願いいたします。



警察庁丙備一発第29-15号  
警察庁丙サ企発第26-15号  
令和4年5月18日

国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官 様

警察庁警備局長  
警察庁サイバー警察局長  
(公印省略)

日米豪印首脳会合等に伴う警備協力について (要請)

貴台におかれましては、平素から警察運営に関して御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、日米豪印首脳会合は、5月24日に開催される見通しであり、各国首脳が同会合に出席するため来日する予定です。

日米豪印首脳会合の開催等をめぐっては、我が国に対する国際テロの脅威が継続していること、サイバー攻撃や右翼による違法行為の発生が懸念されること、小型無人機による妨害行為等の脅威への対応も必要となること等を踏まえ、対策に万全を期する必要があります。

警察では、国民の理解と協力を得て、国内外要人の身辺の安全や日米豪印会合をはじめとする諸行事の開催の安全及び円滑な進行を確保するとともに、テロ等違法行為の未然防止を図るため、総力を挙げて各種対策を推進しております。

貴台におかれましても、本警備の重要性に御理解をいただき、次の事項につきまして指導を強化されるなど適切な措置を講じられますよう要請いたします。

## 要請事項

### 【共通要請事項】

- 1 自主警備体制の強化
- 2 連絡体制の確立
- 3 日米豪印首脳会合関連情報及び不審者等情報の警察への通報連絡の徹底
- 4 日米豪印首脳会合開催場所のほか、宿舎、行き先地等関連施設（以下「関連施設等」という。）周辺における大規模工事、公共工事、業務用車両利用及び小型無人機等の使用自粛
- 5 業務用車両、小型無人機等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 6 身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 7 関係機関に対する交通規制内容の周知及び関連施設等周辺における交通総量抑制に向けた指導
- 8 サイバーセキュリティ対策の強化

### 【個別要請事項】

- 1 関連施設等周辺における河川、道路、公園、共同溝等の管理及び警戒の強化並びにその要請
- 2 工事資機材、工事用火薬類等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡徹底並びにその指導
- 3 放射性物質等の運搬に関する管理の強化の指導
- 4 公共交通機関におけるポスター、放送等を通じた旅客への不審者（物）発見時の協力要請の指導
- 5 公共交通機関及び関連施設に対する警戒警備の強化の指導
- 6 船舶及び港湾施設に対する警戒警備の強化の指導
- 7 航空機、空港及び航空保安施設に対する警戒警備の強化及びその指導
- 8 鉄道ケーブル等交通運行上重要な物件に対する警戒警備の強化の指導
- 9 ハイジャック等防止対策の徹底及びその指導
- 10 小型航空機・小型船舶所有者等に対する管理強化の指導及び関連施設等周辺における飛行・航行自粛要請
- 11 関連施設等周辺の上空における無人航空機の飛行自粛及び飛行させる

場合の警察への連絡に係る協力の要請

- 12 空港等における訪日外国人等に対する航空法及び小型無人機等飛行禁止法の積極的広報
- 13 個別事案発生時等における小型無人機の飛行許可・承認に係る警察からの照会への24時間即時対応体制の確保
- 14 関連施設等周辺における緊急走行時の110番通報
- 15 関連施設等周辺における道路運送事業者に対する警察の実施する交通規制などへの協力
- 16 重要インフラ事業者等に対する自主警備体制及びサイバーセキュリティ対策の強化の指導
- 17 関連施設等周辺において国土交通省が管理する公園内での小型無人機等の飛行に係る警察への協力
- 18 レンタカー事業者及びカーシェアリング事業者に対する借受人への本人確認や使用目的聴取の徹底、不審点を認めた場合の警察への通報等の指導
- 19 旅館、ホテル及び住宅宿泊事業者等に対する宿泊者名簿及び日本国内に住所を有しない外国人宿泊者の旅券の写しの保存の徹底の指導